

新潟市障がい者 地域自立支援協議会について

新潟市福祉部障がい福祉課

令和4年4月

障がい者総合支援法における地域自立支援協議会の位置付け

- 障がい者総合支援法第89条の3に基づき設置
- 障がい者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障がい者等及びその家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成
- 関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

新潟市障がい者地域自立支援協議会

■基本的な役割

相談支援事業をはじめとする地域における障がい者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議を行う
(平成24年4月より現在の体制に)

■協議事項

- (1) 処遇困難事例への対応に関すること
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること
- (4) 障がい福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立・公平性の確保のための運営評価等に関すること
- (5) 地域生活の支援体制の充実に向けた地域課題への対応に関すること
- (6) 障がい者計画等の進捗状況の評価及び進行管理に関すること

つまり、地域自立支援協議会は・・・

「障がいの有無にかかわらず、普通に暮らせる地域社会」を実現することを目的に、関係機関が連携・一体となって障がいのある方を支援するために協議する場として設置したものであり、関係者すべてが「主役」である

運営にあたって必要な意識

(1)目的の共有

協議内容がブレないよう、法が目指す「障がいの有無にかかわらず地域で生活できる社会づくり」を常に意識し、共通認識とする。

(2)情報共有

関係機関が抱える個別ケースから、地域の課題や実態を共有する意識。潜在した地域の問題を顕在化し、地域の課題として捉え、解決手段を検討する。

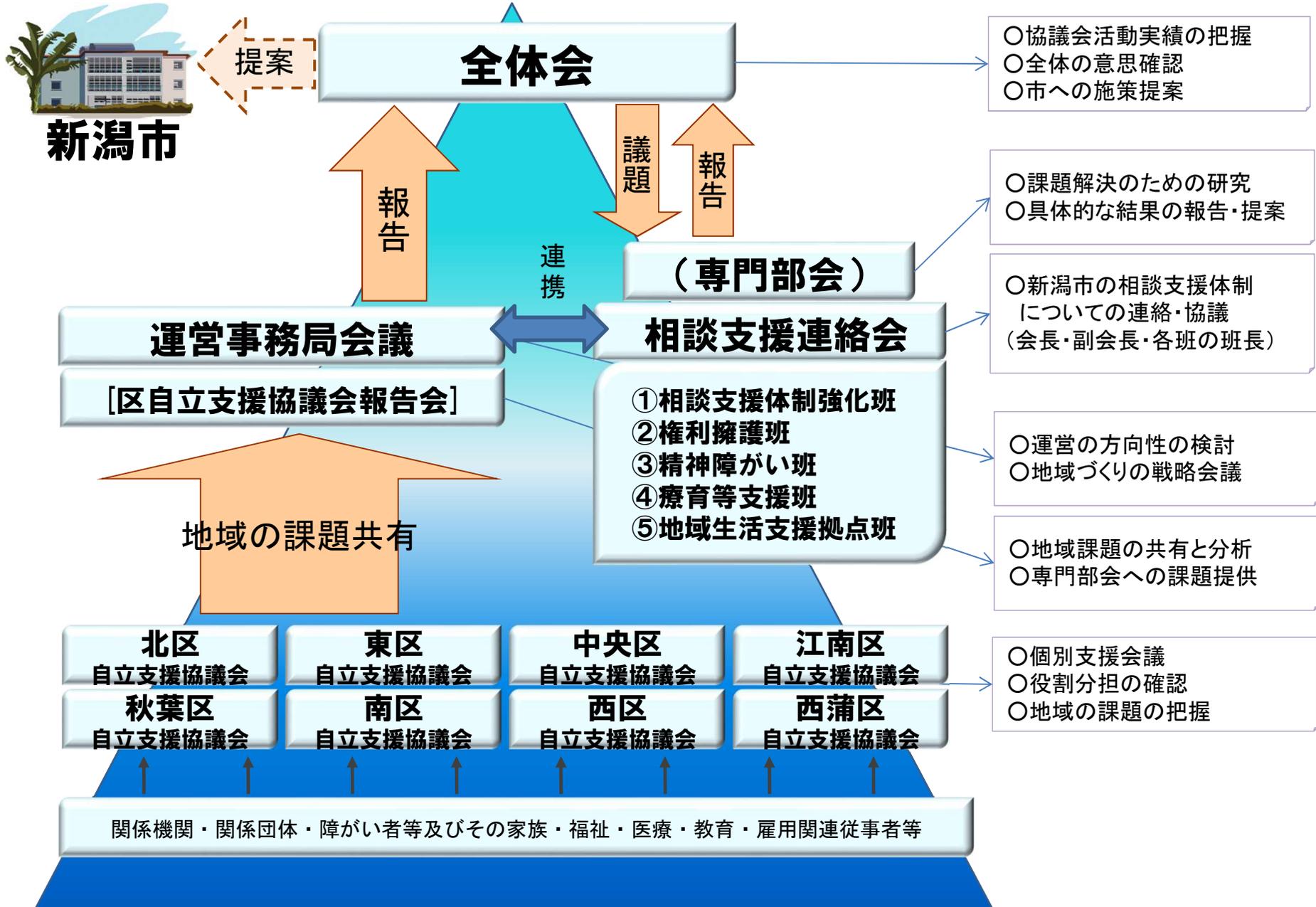
(3)協働

地域の課題を、制度や他人のせいにするのではなく、全員が自らの課題として受け止め、ともに解決する意識。(陳情、要求の場ではない)

(4)地域のネットワークの構築

それぞれの関係機関にはできることの限界があるので、官民協働で、障がい者の支援のためのネットワークを構築しようという意識。

新潟市障がい者地域自立支援協議会 組織図



全体会について

※概ね6か月に1回の開催

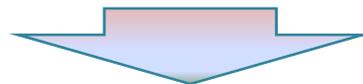
全体会の役割

《活動実績の確認》

運営事務局会議から、地域課題の解決策とその進捗状況等の報告を受け、協議会全体の活動内容を確認する。全体の方向性の確認を行い、意思確認をする。

《市への施策提案》

活動実績に通じ、必要に応じて市への施策提案(予算化や要綱制定、仕組みの構築等)を行う。



○全体会は、協議会運営の総括である。

○協議会の共通の目的を常に意識し、協調性を持って参加する。

構成メンバー

【委員】 区自立支援協議会委員(各区自立支援協議会会長+委員1名)、障がい当事者団体等関係者

【オブザーバー等】 児童相談所、教育委員会、こころの健康センター、児童発達支援センター、各区障がい福祉係、ケースワーカー、委託事業者(基幹相談支援センター、発達障がい支援センターJOIN、こあサポート)、障がい福祉課等

事務局

障がい福祉課

区障がい者地域自立支援協議会について

区協議会の役割

※概ね3か月に1回の開催

《個別の課題解決チーム》

処遇困難ケース等の個別支援会議を開催し、本人のニーズを的確に把握するとともに、関係機関の役割分担を明確にし、障がい者を適切かつ円滑に支援する。

《地域課題の正確な把握(地域づくりのスタート地点)》

個別支援会議の中で抽出された「現状ではできない支援」(＝地域課題)を整理し、メンバーで確認・共有するとともに、内容を運営事務局会議に報告する。



- 区自立支援協議会は、協議会運営の「命綱」である。
- 個別のニーズや課題が、地域づくりにつながることを意識して、関係機関が自発的に情報を発信することが重要である。

構成メンバー

※各区概ね10名程度を想定

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、医療機関、教育機関、雇用関係機関、地域包括支援センター、社会福祉協議会、児童相談所、保健師、区障がい福祉係、区ケースワーカー その他必要に応じて、区内関係機関等の参加も可。

事務局

区障がい福祉係、委託相談支援事業者(基幹相談支援センター)

運営事務局会議 (区自立支援協議会報告会を含む) について

※概ね3か月に1回の開催

運営事務局会議の役割

《地域課題の現状把握と情報共有》

区自立支援協議会からの「現状ではできない支援」等の報告を受け、現状を把握分析するとともに、構成員でその情報を共有する。

《課題解決のための協議・研究》

何が問題で、どのようにすれば解決できるのか、具体的に協議する。専門部会を設置する必要がある場合は、全体会に対し設置承認依頼を行う。

《協議会全体の方向性の確認》

協議会全体の方向性を確認し、活動にブレやズレが発生しないよう確認する。必要に応じて、各部会や各区協議会へフィードバックする。

- 運営事務局会議は、協議会運営の「羅針盤」である。
- 課題を分析し、必要な制度改善に向け具体的議論を行う。

構成メンバー

市自立支援協議会会長・副会長、委託相談支援事業者(基幹相談支援センター)および区障がい福祉係より選出(その他必要に応じて関係者)

事務局

障がい福祉課

専門部会について

※必要に応じ追加・統廃合

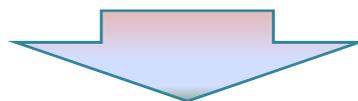
専門部会の役割

《プロジェクトチームであること》

全体会で設置承認、研究依頼を受け、専門的に調査研究を行う。結果を報告・提案としてまとめ、全体会に提出する。

《社会資源の開発・改善》

課題によっては、既存の社会資源や仕組みの改善・開発の可能性を検討する。



- 専門部会は、協議会運営の調査研究部隊である。
- 専門部会の追加や統廃合は随時実施する。

構成メンバー

専門的知識・情報等を有した適切なメンバー

事務局

障がい福祉課

地域自立支援協議会の主な機能

①情報共有

地域社会で潜在した個別の問題を顕在化させ、地域の問題・課題として共通認識を図ることが、地域づくりの基礎(スタート地点)となる。そのためには、関係者による情報の発信および共有が不可欠である。

②企画調整

保健や医療、福祉や教育等の分野ごとに、専門性を有している社会資源を整理し、共有化を図る。また、①で把握した課題を整理し、課題解決のための方策を検討する。

③資源開発

障がい福祉サービスの他、地区の民生委員や児童委員等のフォーマルな資源やボランティア等のインフォーマルな資源にも着目しながら、地域で必要とされる社会資源を整理し、開発・改善を検討する。

④教育機能

地域自立支援協議会への参画により、課題解決へのプロセスそのものが構成員の教育機能を果たす。また、住民への普及啓発や、関係者のスキルアップのための研修等を立案することもできる。

⑤権利擁護

成年後見制度の普及のための必要な体制づくりや、障がい者への虐待や権利侵害に対応する体制、システムづくり等について検討する。

⑥評価機能

自立支援協議会での活動による成果から、地域の実態が把握でき、今後の課題が見出される。サービスの量や質を向上させるため、相談支援過程を評価し、利用者を中心とした支援のネットワークを検討する。